

議案第61号

令和5年度川崎市介護保険事業特別会計補正予算

令和5年度川崎市の介護保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,690千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117,353,494千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

令和6年2月13日提出

川崎市長 福田紀彦

第 1 表 歳 入 歳 出

歳 入

款	項
8 繰 入 金	
	1 一 般 会 計 繰 入 金
歳 入	合 計

歳 出

款	項
1 総 務 費	
	1 総 務 管 理 費
歳 出	合 計

予 算 補 正

補 正 前 の 額	補 正 額	計
21,150,955 ^{千円}	20,690 ^{千円}	21,171,645 ^{千円}
18,076,232	20,690	18,096,922
117,332,804	20,690	117,353,494

補 正 前 の 額	補 正 額	計
3,437,106 ^{千円}	20,690 ^{千円}	3,457,796 ^{千円}
3,437,106	20,690	3,457,796
117,332,804	20,690	117,353,494

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 総務費	1 総務管理費	運営管理事業	千円 67,234
		消費税等補助事業	20,690
合	計		87,924